

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	6	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	6	児童虐待や配偶者による暴力を防止すること
	I	虐待を受けた子ども等への支援を図ること
担当部局・課	主管部局・課	雇用均等・児童家庭局 総務課
	関係部局・課	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	児童相談所及び市町村における虐待に関する相談処理件数を減少させること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
児童相談所及び市町村における虐待に関する相談処理件数を減少させるために次のような施策を講じる。					
<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所及び市町村による虐待相談援助体制の充実強化 ・児童相談所の体制・機能強化 ・市町村における育児支援のための家庭訪問 					
<ul style="list-style-type: none"> ・関連する経費（平成17年度予算額） 児童虐待・DV対策等総合支援事業 1,775百万円の内数 次世代育成支援対策交付金 34,568百万円の内数 					
(評価指標の考え方)					
<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所及び市町村における虐待に関する相談処理件数 ：相談処理件数の増減により、目標に対する達成状況の評価を行う。 ・児童相談所の設置数及び児童福祉司の数 ：児童相談所の体制・機能強化の整備状況により、児童虐待への早期発見・早期対応のための取り組みが着実に進められているかを評価する。 ・育児支援家庭訪問事業の実施か所数 ：過重な育児負担のある家庭を訪問し、育児支援を行う事業の実施状況により、児童虐待への発生予防の取り組みが着実に進められているかを評価する。 					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
児童相談所及び市町村における虐待に関する相談処理件数	23,274	23,738	26,569	33,408	集計中
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における虐待の相談処理件数は、社会福祉行政業務報告に基づいている。なお、平成17年度の調査結果については、平成16年の児童福祉法改正により昨年4月から市町村が第一義的な児童家庭相談の窓口となったことから、市町村 					

分についても今後公表予定。					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
児童相談所の設置数	175	180	182	182	187
(備 考)					
・ 児童相談所の設置数は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ。					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
児童相談所における児童福祉司の数	1,480	1,627	1,733	1,813	1,989
(備 考)					
・ 児童相談所における児童福祉司の数は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ。					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
育児支援家庭訪問事業の実施か所	—	—	—	96	408
(備 考)					
・ 育児支援家庭訪問事業は、平成16年度に創設し、平成17年度からは次世代育成支援対策交付金の特定事業（重点事業）として実施。					
・ 育児支援家庭訪問事業の実施か所数は、次世代育成支援対策交付金の交付決定市町村数。					
実績目標 2	要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）を平成21年度までに全市町村に設置すること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）を平成21年度までに全市町村に設置するため次のような施策を講じる。					
・ 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置促進 （次世代育成支援対策交付金の活用、要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の積極的な情報提供）					
・ 関連する経費（平成17年度予算額） 次世代育成支援対策交付金 34,568百万円の内数					
(評価指標の考え方)					
・ 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置数 ：市町村域で関係機関が子どもに関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応する当協議会（ネットワーク）の設置状況に、児童虐待の早期発見・早期対応の取り組みが着実に進められているかを評価する。					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置数	506 (15.6)	702 (21.7)	967 (30.1)	1,243 (39.8)	1,224 (51.0)
(備 考)					
* ()内は、全国の市町村数に占める割合 (%)					
・ 要保護児童対策地域協議会は、平成16年度の児童福祉法改正により法定化 (平成17年4月施行)					
・ 要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）設置数は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ。					
・ 平成16年度まではネットワークの設置数であり、平成17年度については協議					

会又はネットワークの設置数である。

実績目標 3 虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること

(実績目標を達成するための手段の概要)

虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備するため次のような施策を講じる。

- ・ 児童家庭支援センターの整備
- ・ 児童養護施設に、心理療法担当職員を配置
- ・ 情緒障害児短期治療施設の整備
- ・ 施設の小規模化の推進
- ・ 児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率の上昇を図る
- ・ 専門里親登録総数の増加を図る

- ・ 関連する経費（平成17年度予算額）

児童養護施設に、心理療法担当職員を配置	503百万円
施設の小規模化の推進	2,298百万円

(評価指標の考え方)

- ・ 児童家庭支援センターの設置数
 - ：児童家庭支援センターは、虐待等に対する相談に応じ、必要な助言を行うものであり、この設置状況により、虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制の整備が着実に進められているかを評価する。
- ・ 心理療法担当職員を配置する児童養護施設数
 - ：児童養護施設に、心理療法担当職員を配置し、虐待を受けた子ども等への心理的ケアを実施することにより、子どもの安心感、安全感の再形成及び人間関係の修復等を図るものであり、この配置状況により、虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制の整備が着実に進められているかを評価する。
- ・ 情緒障害児短期治療施設の施設数
 - ：情緒障害児短期治療施設は、虐待を受けた子ども等に対して治療や心理療法等を実施するものであり、この整備状況により、虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制の整備が着実に進められているかを評価する。
- ・ 小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数
 - ：小規模グループケアや地域小規模児童養護施設は、虐待を受けた子ども等に対して、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを行うものであり、この設置状況により、虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制の整備が着実に進められているかを評価する。
- ・ 児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率
 - ：里親制度は、虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものであり、この委託状況により、虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制の整備が着実に進められているかを評価する。
- ・ 専門里親登録総数
 - ：専門里親は、要保護児童のうち、児童虐待等により心身に有害な影響を受けた子

どもを養育するものであり、この登録状況により、虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制の整備が着実に進められているかを評価する。

(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
児童家庭支援センターの設置数	30	40	46	52	59
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
心理療法担当職員を配置する児童養護施設数	202	233	265	292	329
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
情緒障害児短期治療施設の施設数	19	21	25	25	27
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数	18	26	40	280	375
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率	6.2%	7.4%	8.1%	8.4%	集計中
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
専門里親登録総数	—	26	145	254	集計中
(備 考)					
・ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ。					

(1) 現状分析

現状分析
<p>全国の児童相談所における児童虐待に関する相談処理件数は、平成13年度から平成14年度にかけては、一定の落ち着いた傾向が見られたが、平成15年度には再び増加傾向に転じ、児童虐待防止法施行前の平成11年度（11,631件）に比べ、直近の平成16年度（33,408件）においては約3倍に増加している。さらに、その内容は質的に困難な事例が増加してきており、児童虐待問題は社会全体として早急に取り組むべき重要な課題である。</p> <p>こうした児童虐待は、家族の抱える社会的、経済的、心理的、精神医学的な様々な要因の複合的な相互作用の結果生じるものであり、その背景には、家庭の養育力の不足や地域の支援機能の低下があると考えられるが、児童虐待を防止し、子どもの健全な心身の成長と自立を促していくためには、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、子どもの保護・自立支援に至るまで、切れ目のない総合的な支援の更なる充実が必要である。このため、児童虐待防止対策をより一層充実・強化するため、平成16年度において「児童虐待の防止等に関する法律」（平成16年10月施行）及び「児童福祉法」（主に平成17年4月施行）を改正し、児童虐待防止に向けた体制の整備を図ったところである。</p>

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

(実績目標 1)

- ・ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談処理件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度（11,631件）に比べ、直近の平成16年度においては約3倍に増加している。このような現状から、平成16年には児童福祉法の改正を行い、平成17年4月から住民に身近な市町村を第一義的な児童家庭相談の窓口とするなど、相談体制の充実・強化を図っているところであり、児童虐待防止に向けて着実な取り組みとして有効であると評価できる。
- ・ 児童相談所の設置数は、182カ所（16年度）→187カ所（17年度）と増加。また、児童相談所における児童福祉司は、各自治体の判断により配置されているところであるが、1,813人（16年度）→1,989人（17年度）と増加していることから、児童相談所の体制の機能強化が進んでいることは児童虐待防止に向けて有効であったと評価できる。
- ・ 育児支援家庭訪問事業は、96カ所（16年度）→408カ所（17年度）に増加しており、市町村における児童虐待の発生予防の取り組みが進んでいることは児童虐待防止に向けて有効であると評価できる。なお、全市町村での事業実施を目指すこととしており、引き続き、事業実施の促進を図っていく必要がある。

(実績目標 2)

- ・ 児童虐待に関する相談が増加する中で、要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置率は39.8%（16年度）→51.0%（17年度）に増加しており、市町村における児童虐待の早期発見・早期対応のため、関係機関の連携への取り組みが進んでいることは有効であると評価できる。なお、全市町村での設置を目指すこととしており、引き続き、設置促進を図っていく必要がある。

(実績目標 3)

- ・ 地域に根ざし、相談業務等を実施している児童家庭支援センターは、52か所（16年度）→59か所（17年度）に増加しており、児童虐待の早期発見・早期対応の取り組みが着実に進められていると考える。
- ・ 虐待を受けた児童のケアについては、単に安全な生活を保障することのみならず、心理的治療が不可欠なケースも多い。こうしたケアを行う心理療法担当職員の児童養護施設への配置数は、平成16年度292施設から平成17年度329施設へと増加している。また、情緒障害児短期治療施設においては、虐待を受けた児童等に対して心理学的治療を専門的に行っており、目標達成に向けて有効であったと評価できる。
- ・ 家庭的な環境の中で支援を行っている小規模グループケアや地域小規模児童養護施設は、280か所（16年度）→375か所（17年度）と増加していることか

ら、目標達成に向けた取り組みは、着実に進んでいるものと評価できる。

- ・ 虐待を受けた児童に対しては、家庭的なケアが求められており、家庭的養護である里親への委託率や、専門里親登録数が上昇していることは、有効であったと考える。

政策手段の効率性の評価

(実績目標1)

- ・ 児童相談処理件数が増加している中で、児童相談所の体制・機能強化を図るとともに、住民に身近な市町村を第一義的な児童家庭相談の窓口とすることなど、児童虐待防止に向けた相談体制の充実・強化を図っていることは、児童虐待の早期発見・早期対応が加速されることが期待されることから、効率的な政策手段であると考ええる。

(実績目標2)

- ・ 行政機関のみならず民間も含めた多様な関係者から構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）は、関係機関が要保護児童等の情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応を行うことができるため、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには極めて効率的であると考えられる。

(実績目標3)

- ・ 虐待を受けた児童の多くは、心身に傷を負い、情緒面・行動面の問題を抱え、よりきめ細かなケアや治療を必要としているが、児童養護施設や情緒障害児短期治療施設の心理的ケアによって、傷ついた心を癒し、早期に問題解決ができるため、最も効率的であると考ええる。

総合的な評価

児童相談所の体制の充実、児童養護施設や情緒障害児短期治療施設における心理療法の実施、施設の小規模化、里親委託の推進等の虐待を受けた児童の受入れの体制整備等は、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・自立支援に資する取組であり、一定の成果を示している。また、今般の児童福祉法の改正（平成16年成立、17年施行）により、児童虐待に関する相談を住民に身近な市町村が相談窓口になるよう体制整備を図るとともに、市町村における保護が必要な児童を支援するネットワークの運営に関する規定を整備するなど、児童虐待の早期発見・早期対応などの強化に努めている。

こうしたことから、目標達成に向けて進展があったものと考ええる。

しかしながら、虐待に関する相談件数は依然として増加傾向を示しており、改正法の着実な実施を含め、発生の予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた児童の保護や社会的自立の支援に至るまでの、切れ目のない総合的な支援体制の整備が不可欠であると考ええる。

評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- ② 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成16年10月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」などを踏まえ、同年10月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、様々な専門分野で構成される有識者が、継続的・定期的に全国の児童虐待による死亡事例等を分析・検証し、全国の子ども虐待関係者が認識すべき共通の課題とその対応を取りまとめるとともに、制度やその運用についての改善を促すことを目的として、平成17年4月に第1次報告がとりまとめられ、さらに、平成18年3月に第2次報告書がとりまとめられた。

各種政府決定との関係及び遵守状況

「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日閣議決定）

男女共同参画基本計画（第2次）（抄）

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

○児童虐待への取組の推進

「子ども・子育て応援プラン」

平成16年12月に全閣僚で構成される少子化社会対策会議で決定された「子ども・子育て応援プラン」において、児童虐待防止対策の推進として、

i 虐待防止ネットワークを平成21年度までに全市町村で設置

ii 育児支援家庭訪問事業を平成21年度までに全市町村で実施

iii 児童相談所の夜間対応等の体制整備を今後5年間で全都道府県・指定都市で実施

iv 児童家庭支援センターを平成21年度までに100か所整備

などに取り組むとともに、概ね10年後を展望した目指すべき社会の姿では、「児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会になる（児童虐待死の撲滅を目指す）」としており、施策を強力に推進することとしている。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

i 児童福祉法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（平成16年11月10日 衆議院厚生労働委員会）

児童福祉司等の資質向上及び配置基準の見直しなど児童相談所及び市町村の体制拡充、家庭裁判所の児童福祉に関する機能強化への取組推進、国及び地方自治体における関係機関との連携強化、保護者への指導・支援のあり方及び虐待事件の検証結果等の地方自治体への周知徹底について、適切な措置を講ずるべきとされている。

ii 児童福祉法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（平成16年11月25

日 参議院厚生労働委員会)

児童福祉司等の資質向上及び配置基準の見直しなど児童相談所の体制拡充、要保護児童対策地域協議会の全市町村設置、市町村への技術的支援、家庭裁判所の児童福祉に関する機能強化への取組推進、国及び地方自治体における関係機関との連携強化、保護者への指導・支援のあり方及び虐待事件の検証結果等の地方自治体への周知徹底について、適切な措置を講ずるべきとされている。

⑤会計検査院による指摘

なし。